

島根県軽費老人ホーム利用料等取扱基準

制定 平成21年3月31日高第729号

改正 平成26年10月30日高第749号

令和元年10月8日高第747号

令和4年3月31日高第1443号

令和6年3月29日高第1275号

令和7年3月10日高第1085号

1 基本利用料

軽費老人ホームにおける入所者1人1ヶ月当たりの基本利用料は、下記の合算額以下とする。

- (1)「サービスの提供に要する費用」
- (2)「生活費」
- (3)「居住に要する費用」

2 サービスの提供に要する費用

- (1) サービスの提供に要する費用(月額)は、入所者が負担すべき額として、県知事が定める額を上限とし、その設定にあたっては、地域の実情及びその他の事情を総合的に勘案し、適正な水準とするよう務めること。
(別表Ⅰ)

- (2) サービスの提供に要する費用(月額)は別表Ⅰのサービス提供に要する基本額(月額)に、各種加算額等を加えた額とする。

サービスの提供に要する費用の助成基準額は、サービスの提供に要する基本額(月額)から、別表Ⅱの本人からの徴収額を差し引いた額とする。

- (3) 各種加算額等

以下の各種加算額等については、それぞれの要件に該当する場合、上記のサービスの提供に要する費用(月額)に合算すること。

ア 入所者処遇特別加算

入所者処遇特別加算は、高齢者等を非常勤職員として雇用している施設であって、「入所者処遇特別加算費の取り扱いについて」(平成2年6月18日社施第86号厚生省社会局長、大臣官房老人保健福祉部長通知)に定めるところに準じて認定された施設を対象とし、次により算出した額(月額)とする。

<u>1200時間以上</u>	<u>1,016,000円の範囲内の額／(定員×12)</u>
<u>800時間以上</u>	<u>726,000円の範囲内の額／(定員×12)</u>
<u>400時間以上</u>	<u>435,000円の範囲内の額／(定員×12)</u>

イ 入居者サービス向上費

利用者へのサービス提供の質の向上と軽費老人ホームの質の維持確保のために、施設区分に応じて、次により算出した額を加算することとする。

施設の 区分	職員一人当たり 勤続年数	入居者サー ビス向上費	左の区分	
			人件費分	環境整備費分
I 階級	14年以上	12%	11%	1%
II 階級	8年以上14年未満	10%	9%	1%
III 階級	2年以上8年未満	4%	3%	1%
IV 階級	2年未満	1%	0%	1%

なお、当該施設の「職員一人当たりの平均勤続年数」の算定は、次により行うものであること。

(ア) 算定の基礎となる職員は、別表Ⅲに定める人員配置とする。

ただし、施設の実情に応じて適当数配置した職員は、算定の基礎から除くこととする。

(イ) 個々の職員の勤続年数の算定は、現に勤務する施設における勤続年数及び当該職員のその他の社会福祉施設（現に勤務する施設以外の施設であって社会福祉法第2条に規定する施設のうち、いわゆる措置費の支弁対象となっている施設等における勤続年数を合算するものであること。

（対象施設 「地方公共団体の経営する施設以外の施設」）

- | | |
|-------------|----------------|
| ○軽費老人ホーム | ○保育所 |
| ○盲人ホーム | ○視聴覚障害者情報提供施設 |
| ○身体障害者福祉工場 | ○知的障害者福祉工場 |
| ○身体障害者福祉ホーム | ○知的障害者福祉ホーム |
| ○特別養護老人ホーム | ○その他支援費の支弁対象施設 |

(ウ) 1施設当たりの職員平均勤続年数は、前記（ア）、（イ）により算定した全職員の合算総勤続年数を算定の基礎となった職員数で除して得た年数とする。

(エ) 前記（ウ）の1施設当たりの職員平均勤続年数の算定は、当該年度の4月1日現在において算定することとし、その年度において当該施設の職員に異動があった場合にも再計算は行わないこととする。

(オ) 新たに開所される施設における当該施設の職員1人当たりの平均勤続年数の算定は、その開所する日現在において行うこと。

3 生活費

(1) 生活費の設定

生活費（食材料費及び共用部分の光熱水費に限る。）は、下記金額を上限とし、その設定にあたっては地域の実情、物価の変動その他の事情を総合的に勘案し、適正な水準とするよう務めること。

地域	生活保護法による保護の基準	1人当たりの額	地区別冬季加算額 (11月から3月まで)
			V区（島根県）
乙地	○3級地—1 浜田市、出雲市、益田市 大田市、安来市、江津市 隠岐の島町 ○3級地—2 上記及び松江市以外	45,954 円	2,260

(注 1) 「地域」の欄における乙地とは「生活保護法による保護の基準(昭和 38 年 4 月 1 日厚生省告示第 158 号)」により、「3 級地-1 及び 3 級地-2」に指定された市町村をいうものであり、島根県内では「生活保護法による保護の基準」の欄に掲げるとおり。

(注 2) 「地区別冬季加算額」の欄における地区別は上記（注 1）の「保護の基準」の別表 1（下記表）の区分による。

I 区	II 区	III 区	IV 区	V 区		VI 区
北海道 青森県 秋田県	岩手県 山形県 新潟県	宮城県 福島県 富山県 長野県	石川県 福井県	栃木県 群馬県 山梨県	岐阜県 鳥取県 島根県	その他の 都道府県

4 居住に要する費用（月額）

(1) 居住に要する費用の設定方法及び支払い方式

ア 居住に要する費用については、次に定めるところによる一括支払い方式、分割支払い方式、併用支払い方式のうち、入所者本人の意向に十分に配慮しつつ、原則として分割支払い方式をとるよう努めること。

(ア) 一括支払い方式

一括支払い方式とは、施設の建設年次の施設整備費（土地取得費を除く。）から、各種補助金や借入金返還助成額等公的助成額等を差し引いた設置者負担額の範囲内の額を定員又は入所者数に応じて配分した

額（以下「居住費基礎額」という。）を基礎とし、一括納入する方式である。

なお、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成 11 年法律第 117 号）第 7 条第 1 項の規定に基づき選定され、施設の貸与を受けて運営している場合には、前述の「建設年次の施設整備費」とあるのを「施設及び施設用地の賃借料総額を現在価値で換算した額」と読み替えるものとする。

（イ）分割支払い方式

分割支払い方式とは、居住費基礎額に一定の期間の月数（20 年を標準とする。）の利息を加えた額を当該月数で除して得た額を定期的に納入する方式である。

（ウ）併用支払い方式

併用支払い方式とは、居住費基礎額のうち、一定額を一括納入させるとともに、残余の額に一定の期間の月数（20 年を標準とする。）の利息を加えた額を当該月数で除して得た額を定期的に納入する方式である。

イ この居住に要する経費の設定は、上限を示したものであり、その範囲内で地域のニーズ等を勘案し、設定することは差し支えないこと。

ウ 当初からの入所者との均衡及び施設の老朽化に伴う修繕費、改築等に要する費用が必要となること等に鑑み、軽費老人ホームが開所し、一定期間経過した後入所する者についても、居住費基礎額の範囲内で居住に要する費用を設定して差し支えないこと。

エ 入所者が一定の期間（20 年を標準とする。）未満の期間以内に退所した場合においては、一括支払い方式で支払われた居住に要する費用又は、併用支払い方式による一括納入金を一定の期間（20 年を標準とする。）から経過期間を差し引いた期間に応じ、均等払いで、退所時に利用者へ返還すること。

なお、軽費老人ホーム単独経営の社会福祉法人など財政基盤が十分でないと判断される場合であって、かつ、着工時において相当数の入所者が確保されていない場合については、十分な入所者を確保し、安定的な経営が見込まれるまでの間について、入居金の返還債務について銀行保障等が付されていること。

（２）居住に要する費用の減額

居住に要する費用は、入所者の実態に応じ、一定の範囲内で減額しても差し支えないこと。

5. 機能維持向上加算

2～4の基本利用料とは別に、軽費老人ホームの入所者の状態に応じた支援を実施し、心身機能の低下の防止を図るために、入所者とともに機能維持・向上計画を作成し、自立状態の入所者が要支援状態に、または要支援状態である入所者が要介護者にならないように、機能維持・向上計画に基づいて実施する事業。

(1) 対象者

- ア 要支援または要介護認定を受けていない入所者
- イ 要支援認定を受けている入所者で、介護保険法第 53 条に規定する介護予防サービスを受けていない者
- ウ 要介護認定を受けている入所者で、介護保険法第 41 条に規定する居宅サービスを受けていない者

(2) 加算対象となるサービス

- ア 認知症対策に関すること
- イ 心身機能の低下の防止に資する機能訓練（健康管理・介護予防）等に関すること
- ウ 栄養面や食生活に問題がある者に対する栄養改善（マネジメント）等に関すること

計画作成 加算	計画の作成又は見直しを行った場合（年度内に計画の見直しを行う場合は、直近の計画作成又は見直しから6ヶ月以上を経過した場合に限る。）は、1件につき2,500円（年上限5,000円）
計画運営 加算	上記計画により事業を実施した場合、1ヶ月につき4,000円（年上限48,000円）ただし、月の中途に退所・入院・外泊等により事業の継続を中止・再開した場合又は事業を完了した場合は、当該月については日割りにより算定した額（100円未満の端数がある場合は、切り捨てた額とする）を加算額とする。

6 処遇改善加算

介護職員処遇改善支援事業の対象とならない軽費老人ホームにおいても、介護職員の処遇の改善のため、賃上げ効果が継続される取組を行うことを前提として、収入を引き上げるための措置を実施することを目的とする事業。加えて、令和7年度に限り、職員の離職の防止・職場定着を推進する事業を対象とする。

(1) 対象者

基準条例上介護職員または生活相談員と区分される職員のうち、特定

施設入居者生活介護の提供を行っていない職員。

(2) 加算額の算定方法

下記のア、イの額のうち、少ない方の額を加算額とする。

ア 次の(ア)及び(イ)の合計額とする。

(ア) [特定施設入居者生活介護の指定を受けていない場合]

次の計算式により算定した額とする。

介護職員、生活相談員の常勤換算数×9,000 円＋（サービス提供に要する基本額＋入居者サービス向上費）×1.77%×年間利用人員数※

（小数点以下切り捨て）

※年間利用人員数とは、各月の1日時点の入所者数を合計した数とする。

[特定施設入居者生活介護の指定を受けている場合]

次の計算式により算定した額とする。

介護職員、生活相談員の常勤換算数（特定施設入居者生活介護を提供する職員は除き、小数点第2位を切り捨てた数）×9,000 円＋（サービス提供に要する基本額〈一般入所者〉＋入居者サービス向上費）×1.77%×年間利用人員数（一般入所分）

※年間利用人員数とは、各月の1日時点の一般入所者数を合計した数とする。

（小数点以下切り捨て）

(イ) 「介護人材確保・職場環境改善等事業」を踏まえた増額分（令和7年度限り）

介護職員、生活相談員の常勤換算数（特定施設入居者生活介護を提供する職員は除き、小数点第2位を切り捨てた数）に4,500 円を乗じた額。ただし、下記の増額要件を満たす場合に限る。

〈増額要件〉次の①～③のいずれかの取組を計画し実施すること。

①介護職員等の業務の洗い出しや棚卸しなど、現場の課題の見える化。

②業務改善活動の体制構築。

③業務内容の明確化と職員間の適切な役割分担の取組。

イ 実際の賃金改善及び職場環境改善経費に要した額

注1 職場環境改善経費とは、介護助手を募集するための経費、職場環境改善のための研修費の経費等を指す。

注2 職場環境改善経費は、ア(イ)で算出した額を上限額とする。

別表 I

サービス提供に要する基本額（月額）

軽費老人ホーム

単 独 設 置			併 設 設 置「特養等」		
利用者数	①介護職員 の配置 基準を満 たす場合	②介護職員 1名を配置し ない場合	利用者数	③介護職員 の配置 基準を満 たす場合	④介護職員 1名を配置し ない場合
人	円	円	人	円	円
20	130,600	109,300	10-14	135,000	92,500
21-30	87,500	73,300	15-19	90,400	62,100
31-40	76,500	65,900	20-29	85,600	64,500
41-50	68,100	59,600	30	62,200	47,900
51-60	57,600	50,500	31-40	57,400	47,000
61-70	54,400	48,400	41-50	46,300	37,700
71-80	47,800	42,500	51-60	38,700	31,600
81-90	47,300	42,600	61-70	33,300	27,300
91-100	42,600	38,500	71-80	29,400	24,100
101-110	40,900	37,200	81-90	31,000	26,200
111-120	37,700	34,100	91-100	28,000	23,800
121-130	38,200	35,000	101-110	27,100	23,300
131-140	35,600	32,500	111-120	24,900	21,400
141 以上	34,200	31,400	121-130	26,500	23,300
			131-140	24,800	21,700
			141 以上	24,100	21,200

○留意事項

特定施設入居者生活介護の指定を受けた施設については、サービスの提供に要する基本額（月額）について、以下のとおりとする。

	サービスの提供に要する基本額（月額）	備 考
特定施設入居者生活介護の利用者（ア共通職員）	⑤、⑥、⑦、⑧のいずれか	⑥＋⑩、⑧＋⑩の組み合わせについては、一般入所者が30人以下の場合を除く ※1
上記以外的一般入所者（イ介護職員）	上記に⑨又は⑩を加えた額	

※1 島根県軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年12月21日条例第66号（以下「基準条例」という。）第11条第9項の基準を満たさないことから除かれる。

軽費老人ホーム（特定施設入所者生活介護の指定を受けた場合）

ア 共通職員

単 独 設 置			併 設 設 置「特養等」		
利用者数	⑤生活相談員の配置を満たす場合	⑥生活相談員を1名置かない場合	利用者数	⑦生活相談員の配置を満たす場合	⑧生活相談員を1名置かない場合
人	円	円	人	円	円
20	98,400	76,000	10-14	70,700	26,000
21-30	66,000	51,100	15-19	47,500	17,700
31-40	49,900	38,600	20-29	53,300	31,000
41-50	46,700	37,700	30	40,600	25,800
51-60	39,700	32,300	31-40	30,700	19,500
61-70	39,100	32,700	41-50	24,900	15,900
71-80	34,500	28,800	51-60	21,000	13,400
81-90	30,600	25,700	61-70	18,100	11,700
91-100	27,700	23,300	71-80	16,000	10,400
101-110	27,400	23,400	81-90	14,300	9,400
111-120	25,200	21,500	91-100	13,000	8,500
121-130	26,800	23,400	101-110	13,500	13,500
131-140	25,000	21,800	111-120	12,500	12,500
141 以上	24,300	21,300	121-130	15,000	11,600
			131-140	14,000	10,800
			141 以上	14,100	11,000

イ 一般入所者に対する介護職員（単独・併設共通）

単独・併設共通		
利用者数	⑨介護職員 を配置を満 たす場合	⑩介護職員 1名を配置し ない場合
人	円	円
20 以下	32,600	11,700
21-30	21,300	7,200
31-40	26,600	15,900
41-50	21,200	12,700
51-60	17,600	10,500
61-70	15,100	9,000
71-80	13,200	7,900
81-90	16,400	11,800
91-100	14,800	10,500
101-110	13,400	9,500
111-120	12,300	8,700
121-130	11,300	8,000
131-140	10,500	7,500
141 以上	9,800	6,900

別表Ⅱ 本人からの徴収額（月額）

①平成 19 年 10 月 1 日以降の入所者から適用

対象収入による階層区分		本人からの事務費徴収額 (月額)
I	1,000,000 円以下	10,000 円
II	1,000,001 円～1,500,000 円	11,000
III	1,500,001 円～1,600,000 円	14,000
IV	1,600,001 円～1,700,000 円	18,000
V	1,700,001 円～1,800,000 円	21,000
VI	1,800,001 円以上	施設の設定額

(注 1) この表における「対象収入」とは前年の収入(社会通念上収入として認定することが適当でないものを除く。)から、租税、社会保険料、医療費、当該施設における特定施設入所者生活介護の利用者負担分等の必要経費を控除した後の収入をいう。

(注 2) 対象収入及び必要経費については、「老人保護措置費の費用徴収基準の取扱いについて」(平成 18 年 1 月 24 日老発第 0124004 号)(以下「費用徴収基準取扱い」という。)の「1「対象収入」について」の取扱いによるほか、「老人保護措置費の費用徴収基準の取扱い細則について」(平成 18 年 1 月 24 日老発第 0124001 号)(以下「費用徴収基準取扱い細則」という。)の第 2 の 1 の (1)「前年」の対象収入の取扱い、(3)「収入として認定するものの取扱い」、(4)「必要経費の取扱い」に準じ取扱うこと。

(注 3) 本人からのサービス提供に要する費用の額(月額)は、上表により求めた額とする。

ただし、その額が当該施設におけるサービス提供に要する費用の額を超えるときは、当該施設のサービス提供に要する費用の額(月額)を本人からの徴収額(月額)とする。

(注 4) 夫婦で入居する場合については、夫婦の収入及び必要経費を合算し、合計額の 2 分の 1 をそれぞれ個々の対象収入とし、その額が 100 万円以下に該当する場合の夫婦それぞれのサービス提供に要する費用の徴収額については、上記表の額から 30% 減額した額を本人からのサービス提供に要する費用の額(月額)とする。この場合 100 円未満の端数は切捨てとする。

(注 5) 利用料の負担が困難な状況である者については、必要に応じて生活保護部局と連携し、生活保護の申請手続等の援助等を行うこと。

②平成 3 年 7 月 1 日以降平成 19 年 9 月 30 日までの入所者から適用

対象収入による階層区分		本人からの事務費徴収額 (月額)
1	1,500,000 円以下	10,000 円
2	1,500,001 円～1,600,000 円	13,000
3	1,600,001 円～1,700,000 円	16,000
4	1,700,001 円～1,800,000 円	19,000
5	1,800,001 円～1,900,000 円	22,000
6	1,900,001 円～2,000,000 円	25,000
7	2,000,001 円～2,100,000 円	30,000
8	2,100,001 円～2,200,000 円	35,000
9	2,200,001 円～2,300,000 円	40,000
10	2,300,001 円～2,400,000 円	45,000
11	2,400,001 円～2,500,000 円	50,000
12	2,500,001 円～2,600,000 円	57,000
13	2,600,001 円～2,700,000 円	64,000
14	2,700,001 円～2,800,000 円	71,000
15	2,800,001 円～2,900,000 円	78,000
16	2,900,001 円～3,000,000 円	85,000
17	3,000,001 円～3,100,000 円	92,000
18	3,100,001 円以上	全 額

(注 1) この表における「対象収入」とは、前年の収入(社会通念上収入として認定することが適当でないものを除く。)から、租税、社会保険料、医療費、当該施設における特定施設入所者生活介護の利用者負担分等の必要経費を控除した後の収入をいう。

(注 2) 対象収入及び必要経費については、「費用徴収基準取扱い」の「1 「対象収入」について」の取扱いによるほか、「費用徴収基準取扱い細則」の第 2 の 1 の (1)「前年」の対象収入の取扱い、(3)「収入として認定するものの取扱い」、(4)「必要経費の取扱い」に準じ取扱うこと。

(注 3) 本人からのサービス提供に要する費用の額(月額)は、上表により求めた額とする。

ただし、その額が当該施設におけるサービス提供に要する費用の額を超えるときは、当該施設のサービス提供に要する費用の額(月額)を

本人からの徴収額(月額)とする。

(注 4) 夫婦で入居する場合については、夫婦の収入及び必要経費を合算し、合計額の2分の1をそれぞれ個々の対象収入とし、その額が100万円以下に該当する場合の夫婦それぞれのサービス提供に要する費用の徴収額については、上記表の額から30%減額した額を本人からのサービス提供に要する費用の額(月額)とする。この場合100円未満の端数は切捨てとする。

(注 5) 利用料の負担が困難な状況である者については、必要に応じて生活保護部局と連携し、生活保護の申請手続等の援助等を行うこと。

③平成3年6月30日以前から入所している者については、当分の間、下記表のとおりとする。

階層区分			本人からの事務費徴収額(月額)
A	所 得 税 者	市町村民税の非課税者	10,000 円
B		〃 均等割のみの納税者	15,000 円
C1		〃 所得割課税者	20,000 円
C2	所 得 税 課 税 者	所得税 7,300 円以下	25,000 円
C3		〃 7,301～14,900 円	30,000 円
C4		〃 14,901～22,200 円	35,000 円
C5		〃 22,201～29,700 円	40,000 円
C6		〃 29,701～37,200 円	45,000 円
C7		〃 37,201～44,600 円	50,000 円
C8		〃 44,601～52,200 円	55,000 円
C9		〃 52,201～59,800 円	60,000 円
C10		〃 59,801 円以上	全 額

別表Ⅲ

人 員 配 置

1 軽費老人ホーム

職 種 定員 階級区分	施 設 長	生 活 相 談 員	介 護 職 員	事 務 員	栄 養 士	調 理 員 等
人	人	人	人		人	人
20	1	1	1	1(0)	1(0)	実 情 に 応 じ た 適 当 数 ※ 4
21～30	1	1	1	※ 2	※ 3	
31～40	1	1	2			
41～50	1	1	2		1	
51～60	1	1	2		1	
61～70	1	1	2	1	1	
71～80	1	1	2	1	1	
81～90	1	1	2 + 適 当 数	1	1	
91～100	1	1		1	1	
101～110	1	1		1	1	
111～120	1	1		1	1	
121～130	1	2		1	1	
131～140	1	2		1	1	
141 以上	1	2	※ 1	1	1	

※ 1 介護職員 81人以上については、常勤換算方法で、2人に実情に応じた適当数を加えて得た数を配置すること。【基準条例第11条第1項第三号関係】また、1人を置かないことができる。【同第11条第9項関係】

※ 2 入所定員が60人以下の場合は、入所者に提供するサービスに支障がない場合は、当該事務員を置かないことができる。【基準条例第11条第11項関係】

※ 3 栄養士については、入所定員が40人以下は栄養士を置かないことができる。【基準条例第11条第1項関係】

※ 4 調理業務の全部を委託する場合にあっては、調理員を置かないことができる。【基準条例第11条第1項関係】

2 特定施設入居者生活介護の指定を受けた軽費老人ホーム

共 通 職 員						一般入所者に対して	
職 種 定員 階級区分	施設長	生活相談員※1	事務員	栄養士	調理員等	職 種 定員 階級区分	介護職員
人	人	人	1(0)	1(0)	人	人	人
20	1	1	※2	※3	実情に応じた 適当数 ※4	20	1
21～30	1	1				21～30	1
31～40	1	1				31～40	2
41～50	1	1		1		41～50	2
51～60	1	1		1		51～60	2
61～70	1	1	1	1		61～70	2
71～80	1	1	1	1		71～80	2
81～90	1	1	1	1		81～90	2 + 適当数 ※5
91～100	1	1	1	1		91～100	
101～110	1	1	1	1		101～110	
111～120	1	1	1	1		111～120	
121～130	1	2	1	1		121～130	
131～140	1	2	1	1		131～140	
141以上	1	2	1	1		141以上	

※1 生活相談員のうち1名を置かないことができる。【基準条例第11条第6項及び同条第9項】

※2 事務員については、入所定員が60人以下は事務員を置かないことができる。【基準条例第11条第11項関係】

※3 栄養士については、入所定員が40人以下は栄養士を置かないことができる。【基準条例第11条第1項関係】

※4 調理業務の全部を委託する場合にあっては、調理員を置かないことができる。【基準条例第11条第1項関係】

※5 介護職員 81人以上については、常勤換算方法で、2人に実情に応じた適当数を加えて得た数を配置すること。【基準条例第11条第1項第三号関係】また、1人を置かないことができる。【同条第8項及び第9項関係】

